



# ま す な

まち  
あなたと行政とをむすぶ“情報誌”



## 青色回転灯で防犯パトロール開始！

2月2日、役場庁舎前で青色回転灯パトロール車の出発式が行われました。犯罪や事故のない安心・安全なまちづくりを願い、本田上地区の車2台と役場庁用車3台に青いランプを装着。田上町防犯協会により、町内の防犯パトロールが開始されました。

## <目次>

第4次田上町総合計画「後期基本計画」	2~6
地域たすけあい事業	7
確定申告はお早めに	8~9
健康で暮らせるように	10~11
町職員の給与公表	12~15
たうん情報	16~17
お知らせほか	18~

2

2006 NO.435  
(平成18年)

# 輝くまち田上ー夢あるまちづくり

《まちづくりのテーマ（将来像）》

みんなでつくる  
暮らしの満足度の  
高いまち  
『まちづくりの理念』

## 第4次田上町総合計画 後期基本計画

平成18~22年度

田上町は、平成13年度より「輝くまち田上ー夢あるまちづくり」をテーマに、第4次町総合計画に沿って“まちづくり”を進めてきました。

今年度で前期の基本計画が終了しますが、社会経済情勢の変化や新たな町民ニーズなど諸情勢を踏まえたなかで、後期基本計画の策定作業を行ってきました。

昨年6月に実施した「まちづくりアンケート調査」の結果、議会のご意見や町総合計画審議会の答申などを踏まえ、この度、『後期基本計画』を決定しました。その概要をお知らせします。

**枠内の項目が主に内容を修正した箇所です。**  
◎印は、施策の体系などで、後期基本計画で特に新規・重点的に変更した項目に付しております。

平成13年度に「基本構想」を策定しました。そのなかで分野別目標を設定し、「輝くまち田上ー夢あるまちづくり」を進めました。

今回、各分野全てにわたり計画の見直しを行いましたが、その中で、特に前期計画と大きく内容を変更した箇所をピックアップし、詳しく紹介します。

- ①防災体制の強化
  - ・消防団への計画的な無線機配備やアマチュア無線クラブとの連携を進め、通信体制の確立に努めます。
  - ②公共施設の耐震化を計画的に進めます。
  - ③平時より避難体制周知のため、ハザードマップ等の整備を進めます。
  - ④災害弱者の把握と災害時の安全対策に努めます。

### i 安全な生活の確保

### I 自然と調和した安全で快適な暮らしの創造

#### 第4次田上町総合計画

- ◇田上町のまちづくりの最上位に位置づけられる計画です。
- ◇まちづくりの各分野を包括する総合的な計画です。
- ◇地域と行政が共有し、まちづくりに向けた行政施策や町民活動の指針となる計画です。
- ◇関係機関に田上町のまちづくりの意思を示す計画です。

#### 【計画の期間と構成】

総合計画は、「基本構想」と「基本計画」の2つの柱から構成されています。

#### 【基本構想】

町がめざす将来像を描き、その達成のための基本的な考え方、将来像実現を先導する戦略的な施策・事業群を設定します。

計画期間は、平成13年度から平成22年度までの10年間です。

#### 【基本計画】

「基本構想」の実現に必要となる基本的な施策を分野別に体系化し、内容を明らかにします。

前期基本計画は平成13年度から平成17年度までの5年間です。今年度に諸情勢を考慮しながら、計画の見直しを行い、平成18年度から平成22年度までの後期基本計画を策定しました。





### iv 快適な住環境の整備

- 1 土地利用対策の推進
- 2 住環境の整備
- 3 公園・緑地の整備
- 4 水道水の安定供給

- ③ 防犯対策の推進
- ① 交通安全・防犯対策の強化
  - ② 交通安全意識の向上
  - ③ 防犯対策の推進
  - ④ 警察署との連絡・協力体制の強化

- ⑤ 交通安全・防犯対策の強化
- ① 交通安全施設の整備
  - ② 交通安全意識の向上
  - ③ 防犯対策の推進
  - ④ 警察署との連絡・協力体制の強化
  - ⑤ 防犯灯などの照明施設の整備

◎ 犯罪に遭いにくい、犯罪を起こしにくい地域環境づくりを図ります。

◎ 犯罪に遭いにくい、犯罪を起こしにくい地域環境づくりを図ります。

### ii 交通・情報 ネットワークの整備

#### iii 環境にやさしい まちづくりの推進

#### iv 快適な住環境の整備

- ② 災害予防対策の推進
- ③ 監視体制の強化
- ④ 防災組織活動の促進と意識高揚
- 2 河川の整備
- 3 消防・救急体制の充実
- 4 雪対策の強化

- 1 道路の整備
- 2 公共交通の充実
- 3 情報ネットワークの整備

### ii 交通・情報 ネットワークの整備

## II 健康でやすらかな暮らしの創造

### i 保健・医療の充実

- 1 保健事業の充実
- 2 健康づくりの推進

### ii 高齢社会対策の充実

- 1 長寿時代のまちづくり
- 2 高齢者福祉の充実

- ① 保育所の充実
- ◎ 多様化するニーズに対応するため、延長保育時間の拡大や一時保育の利便性を高めるなど、保育サービスの一層の充実を目指します。
- ② 児童数の減少に伴う保育所統廃合及び老朽化が進む保育施設の改善に努めます。
- ③ 幼児園建設への計画とあわせて保育所の民営化への調査・検討を行います。

### iii あたたかな福祉の推進

- 1 福祉風土の醸成
- 2 障害者福祉の充実
- 3 児童・母子（父子）福祉の充実

- ③ 生きがい対策の充実
- ② 介護予防・認知症対策の強化
- ③ 福祉施設の整備
- ④ 環境美化・景観形成

- 3 地域医療の充実
- ① 地域医療体制の充実
- ・ 地元医師会や地域医療施設との連携強化を図り、健康増進から予防の早期発見・早期治療、リハビリテーションまで、包括的な保健医療サービスの提供に努めます。
  - ・ 医療と保健・福祉との連携を図りながら、在宅療養者の支援体制を強化します。
  - ・ 関係市町村との連携を図りながら、地域医療の拠点施設として県立加茂病院の充実を県に要望します。
- ◎ 関係市町村との連携を図りながら、医師会等関係医療機関との連携を図りながら、救急医療体制の充実に努めます。
- ◎ 関係市町村との連携を図りながら、県央地域における救命救急センターの設置を県に要望します。



- ◎ 仮称「幼稚園」建設への計画とあわせて保育所の民営化への調査・検討を行います。
- ◎ 保育所の充実
- ◎ 多様化するニーズに対応するため、延長保育時間の拡大や一時保育の利便性を高めるなど、保育サービスの一層の充実を目指します。
- ◎ 児童数の減少に伴う保育所統廃合及び老朽化が進む保育施設の改善に努めます。
- ◎ 幼児園建設への計画とあわせて保育所の民営化への調査・検討を行います。

- ③ 生きがい対策の充実
- ② 介護予防・認知症対策の強化
- ③ 福祉施設の整備
- ④ 環境美化・景観形成

- ③ 生きがい対策の充実
- ② 介護予防・認知症対策の強化
- ③ 福祉施設の整備
- ④ 環境美化・景観形成

### III 豊かさと生きがいに満ちた暮らしの創造

#### i 子ども達への教育

##### 3 学校教育の推進

- ① 教育環境の整備  
・学校施策を計画的に展開していきます。

#### 2 家庭・地域との連携

- ① 家庭の教育力の回復  
・家庭教育に関する講座・教室を拡充します。

- ② 家庭教育サークルの育成を支援します。

- ③ 家庭教育について広く啓発するとともに、相談体制を整えます。

#### ② 地域の教育力の充実

- 地域において青少年教育に携わる人材を育成します。

- ・スポーツ少年団活動及び地区育成会の組織化・活動の促進を図ります。

#### ③ 地域活動への参加促進

- ボランティアが活動しやすい環境を整えます。（相談体制の整備・情報提供）

- ・非行防止のための環境整備援センターの設置について調査・検討します。

#### ③ 学童保育の充実

- ・児童の健康増進と豊かな情操を育むため、安全な遊び場の確保に努めます。

- ④ 母子（父子）福祉の推進  
・地元産米や野菜の導入・拡大を図り、給食の内容や栄養に配慮した学校給食の充実を図ります。



の取り組みを強化します。

- 創意工夫を生かした教育活動の充実と学校評価を実施します。

- ・国際化・情報化に対応した教育を推進します。  
・心の教育を充実します。  
・たくましく生きるために体力向上への取り組みを強化します。

#### ① 教育環境の整備

- ・地元産米や野菜の導入・拡大を図り、給食の内容や栄養に配慮した学校給食の充実を図ります。

- ・家庭や地域と連携した生活習慣の改善を推進します。

- ・各学校ごとにホームページを作成し、コンピュータの整備と活用に努めます。

- ・安全対策の充実を図ります。

- ② 教育内容の充実

- ・教職員の資質の向上と進学指導の充実を図ります。

- ・いじめ、不登校児童・生徒に向けた指導体制の充実を図ります。

- ③ 高等教育の推進

- ・生涯学習推進体制の強化

- ② 活動施設の有効活用

- ・公民館・コミュニティセンターはもちろん、Y.O.U.・遊ランダなど公共施設の有効活用により生涯学習活動を推進します。

- ③ 指導者・指導体制の充実

- ・学社連携・融合を積極的に推進し、生涯学習活動として学校施設の有効活用を進めます。

- 3 生涯スポーツの推進

### ii 生涯学習の推進

#### 1 生涯学習の条件整備

- 財政健全化の一環として、今後5年以内に再開できる見込みがないため、前期基本計画にありました生涯学習センター、羽生田学区・川通り地区コミュニティセンターの中から削りました。

#### 2 活動施設の有効活用

- ・生涯学習推進体制の強化

- ② 活動施設の有効活用

- ・公民館・コミュニティセン

- ターはもちろん、Y.O.U.・遊ランダなど公共施設の有効活用により生涯学習活動を推進します。

- ③ 指導者・指導体制の充実

- ・学社連携・融合を積極的に推進し、生涯学習活動として学校施設の有効活用を進めます。

- 3 生涯スポーツの推進

#### iii 芸術・文化の振興と歴史遺産の保全

- 1 芸術・文化の振興  
2 文化財と伝統芸能の継承

- ③ 学童保育の充実  
④ 母子（父子）福祉の推進

#### 4 社会保障の充実

## IV にぎわいと活力あふれる 暮らしの創造



### i 農林業の推進

#### 1 農業の振興 【施策の体系】の全面的な見直し)

- ① 経営基盤の強化
  - ・ 農地の利用集積を促進し、経営規模の拡大と農用地の高度利用を図ります。
  - ・ 機械や施設の共同利用による作業体系の効率化や、生産技術の確立に努めます。

### 2 林業の振興

- ③ 地産・地消の推進
  - ・ 農家後継者グループを育成します。
  - ・ 直売ネットワークの確立と、直売組織の育成支援に努めます。
  - ・ 学校給食への地場農産物の供給拡大を図ります。

## ii 商工業の育成

### 1 商業・サービス業の育成

### 2 工業の育成と企業誘致の推進

### 3 雇用労働対策の強化

#### ◎ 環境にやさしい農業の取り組みを進めるため、減農薬・減化学肥料栽培やエコファームの拡大を図ります。

### iii 地域資源を活かした産業の促進

#### 1 観光の振興 ① レクリエーション拠点の整備、充実

- ・ ごまどう湯・多里館と湯田上温泉、護摩堂山一帯を回遊するルート設定や案内板の設置などを進め、リフレッシュ拠点の連携力を高めます。
- ◎ 新規就農者の育成を図ります。

### ② 担い手の育成

- ・ 普及指導センター、JAなどとの連携を図りながら経営・生産技術等の研修会や講習会を開催します。
- ◎ 組織経営体が農業法人に発展できるよう支援します。

### ③ 地産・地消の推進

- ・ 農家後継者グループを育成します。
- ・ 直売ネットワークの確立と、直売組織の育成支援に努めます。
- ・ 学校給食への地場農産物の供給拡大を図ります。

## V 創意ときずなが支える魅力ある 暮らしの創造

### i 町民参加の基礎づくり

### 1 人権の尊重

### 2 男女共同参画の推進

### 3 広報・広聴活動の推進

### iii 効率的な行財政の推進

### 1 行政運営の充実

### 2 健全な財政運営の推進

### 3 自主財源の確保

### ii 町民の参加・交流の促進

#### 1 コミュニティ活動の促進

#### 2 町民活動の充実

#### 3 多様な交流の推進

### iv 町民参加の基礎づくり

### 1 人権の尊重

### 2 男女共同参画の推進

### 3 広報・広聴活動の推進

### v 創意ときずなが支える魅力ある 暮らしの創造

### vi 行政運営の充実

### vi 健全な財政運営の推進

### vi 自主財源の確保

### vii 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

### vi 男女共同参画の推進

### vi 広報・広聴活動の推進

### vi 町民参加の基礎づくり

### vi 人権の尊重

平成17年10月19日

田上町長  
佐藤邦義様

田上町総合計画審議会  
会長 丸山 敬

### 田上町総合計画「後期基本計画」について（答申）

田上町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、諮問がありました「田上町総合計画・後期基本計画素案」について、当審議会で慎重審議いたしました結果、次のとおり答申いたします。

本計画の実現にあたって、財政事情が大変厳しいことから小さな行政組織を志向し、自立した町づくりをめざし、果敢に対応できるよう町民はじめ関係機関、団体等の理解と協力を得て「輝くまち田上—夢あるまちづくりー」のため行動されるよう期待いたします。

#### 記

1 諮問された「田上町総合計画・後期基本計画素案」について、おおむね妥当と認められるが、下記の事項に十分な配慮をお願いしたい。

#### 2 本計画策定に当たって

- (1) 自立した町づくりを推進することは、町民に相当な痛みと覚悟が必要とすることから合意形成に十分な手立てを講ずること。
- (2) 納得できる行財政改革を進めるには、外部評価をはじめ組織マネジメントの手法導入が急務であること。

### 町総合計画「後期基本計画」の審議経過

5月26日 第1回町総合計画審議会  
(役員選出、前期基本計画の総括)

6月 まちづくりアンケート調査の実施

7月28日 第2回町総合計画審議会  
(まちづくりアンケート調査、  
後期基本計画の諮問)

8月23日 町議会全員協議会  
(後期基本計画の意見聴取)

8月24日 第3回町総合計画審議会  
(後期基本計画素案の審議)

9月6日 第1回総合計画審議会小委員会  
(後期基本計画の審議)

9月13日 第2回審議会小委員会  
(後期基本計画の審議)

9月15日 第4回町総合計画審議会  
(後期基本計画の審議)

10月4日 第3回審議会小委員会  
(後期基本計画の審議)

10月19日 第5回町総合計画審議会  
(後期基本計画の答申)

12月6日 町議会全員協議会  
(後期基本計画の意見聴取)



(3) 将来に希望がもてる町づくりのため、財政健全化の道筋を早期に策定すること。

(4) 活性化のキーワードは「地域の文化」、地域の物的・人的な財を発掘し、より付加価値の高い町づくりをめざすこと。

(5) 自立した町づくりは、行政と地域住民の協働作業によって創造するものであること。役割を明確にし、行政ができること、住民ができることを分担し、誇れる町づくり（田上モデル）をめざしてほしいこと。

(6) 豊かな里山の自然を活かした「教育のまち田上」の人づくりをめざす。子育を家庭の問題と限定せず、地域社会で子どもを育てる環境づくりの方策を提案してほしいこと。

(7) 人も町も元気で健康な町づくりの創意工夫に努めること。

(8) 老人の知恵や豊かな経験を活かした地域コミュニティづくりに努めること。

#### 3 具体的な検討をお願いしたいこと

(1) インフラの整備に期待すること

- ① 高齢化の進行と防災のあり方
- ② 環境の保全と便利さ追求のバランス

(2) 健康づくりへの対応

- ① 高齢者の健康と生きがい対策、社会参加への方策
- ② 事業推進にあたっては総合的な取り組みを

(3) 田上の人づくり－「里山で育つ田上っ子」－

- ① 環境で育つ人（ヒト）づくり、町民による自然保護活動
- ② 地域の財の発掘、地域の価値の創造

(4) 活力ある町づくりへの対応

- ① 子育て世代にやさしい町づくり
- ② 無駄を省きながら、町興しによる財政力強化策を
- ③ 様々な財の価値の創造

(5) 魅力ある暮らしの創造

- ① 住民に密着した広報活動の推進
- ② 町政運営のR-P D C Aサイクルの導入
- ③ 自立した町づくりをめざす財政健全化の道筋の策定

## 地域たすけあい事業

ひとり暮らし老人や  
高齢者のみ世帯等の雪下ろし、除雪…



## 地域ボランティアクラブ がんばってます！

町では、「地域たすけあい事業」を実施しています。

この事業は、「日常生活上の援助を地域の助け合いにより行い、ひとり暮らし老人や高齢者のみ世帯の自立した生活を支援する」ことを目的としています。

該当する世帯から、①雪下ろし、除雪、②除草、清掃、洗濯、買物などの利用申請があった場合、町に登録されたボランティア団体が作業を行います。現在、町内5地区（左下参照）に登録団体があり、援助活動を行っています。

まだ事業を実施していない地区の方は、ぜひ取り組みについてご検討ください。

### 登録団体

- ◆原ヶ崎福祉ボランティアクラブ
- ◆下横場福祉ボランティア会
- ◆上野福祉ボランティア会
- ◆本田上ボランティアクラブ
- ◆ボランティア会（中店）

本田上ボランティアクラブでは、今冬3軒（1月末現在）の雪下ろしを行いました。都合のつく会員が集まり、無理をせず、危険が無いように作業を行いました。

過去の雪が多かった年には10軒以上の雪下ろしをしたこともあるそうです。

問い合わせ：役場保健福祉課 ☎57-6112

### 「こども読書感想文・児童生徒書初め展

町では毎年、児童・生徒が学校や家庭で行っている読書や書道の成果を募集していますが、平成17年度もたくさんの作品が集まりました。ここで、優秀作品を紹介します。（敬称略）

#### ◆平成17年度こども読書感想文最優秀賞

羽生田小					田上小					学校名	学年	氏名	受賞作品（本）名
6年	5年	4年	3年	2年	6年	5年	4年	3年					
金子 純	高野 秋穂	南場 千佳	永井 香	渡辺 晃	長谷川直人	小林 実紅	山古志村のマリと三匹の子犬			倉田 稚菜	ハッピーバースデー命輝く瞬間		
					死んでたまるか								

※読書感想文は、3～6年生のみです。

#### ◆平成17年度児童生徒書初め展大賞・準大賞

◇大賞	◇準大賞	◇準大賞	◇準大賞
早春の風 田上小6年 吉野有紀	早春の風 二宮有佳梨	雪花新春 田上中3年 小川幸子	雪花新春 吉野有紀

※大賞・準大賞のほか入選作品は、2月14日（火）～17日（金）まで役場1階、2月25日（土）・26日（日）は町公民館で展示します。

# 災害の

# 復興の中に

# 生きる税



(平成17年度税に関する作文・標語 三条税務署長賞 田上中3年 吉田宏太さんの作品)

**確定申告は、自分で書いて、郵送などで早めに提出を！**

**申告期間は 2/16(木) ~ 3/15(水)**

所得税と町県民税の申告時期となりました。申告の準備はお済みですか？

町と税務署では、皆さんのお手伝いをするため納税相談を行います。

どうぞお気軽にご相談ください。

## 確定申告が必要な方

### 所得税の確定申告

▼事業所得・不動産所得などが  
ある場合

▼平成17年中の各種所得が、基礎控除や扶養控除など各種所得控除額の合計を超える方。

▼給与所得者（サラリーマン）  
の場合

▼平成17年中の給与収入額が2  
000万円を超える方。

▼給与を受けている方で、給与  
所得や退職所得のほかに、20  
万円を超える所得（農業所得  
など）がある方。

▼2か所以上から給与の支払い  
を受けている方で、年末調整  
をしなかった給与収入金額と、  
給与・退職所得以外の所得金  
額の合計が、20万円を超える  
方。

### 確定申告で税金が戻る方

（詳しくは次ページを参照）

▼平成17年の途中で退職し、そ  
の後就職しなかったため、年  
末調整を受けなかった方。

▼給与所得者で住宅借入金特別  
控除や医療費控除などを受け  
ることができる方。

②前年中の所得が公的年金等に  
係る所得のみの方。

### 町県民税の申告

### 申告が必要な方

▼次の①～③に該当する方を除  
き、住民税の申告書を提出し  
てください。

①前年中の所得が給与所得のみ  
の方。

②前年中の所得が公的年金等に  
係る所得のみの方。

い。

※詳しくは、2月10日以降に回  
覧します「町民税・県民税の  
申告について」をご覧くださ

い。  
※詳しくは、申告書をお届けしますので、申  
告期間中に役場税務課に提出  
してください。

③生活保護法の規定による生活  
扶助を受けている方。  
▼報酬等を源泉徴収された方で、  
所得税のかからない方。  
※ただし、所得税の確定申告書  
を提出した方は、住民税の申  
告書を提出したものとみなさ  
れますので、提出の必要はあ  
りません。

※申告が必要と思われる方には  
申告書をお届けしますので、  
お手数でもご記入のうえ、申  
告期間中に役場税務課に提出  
してください。



# 納税・申告 お気軽にご相談ください

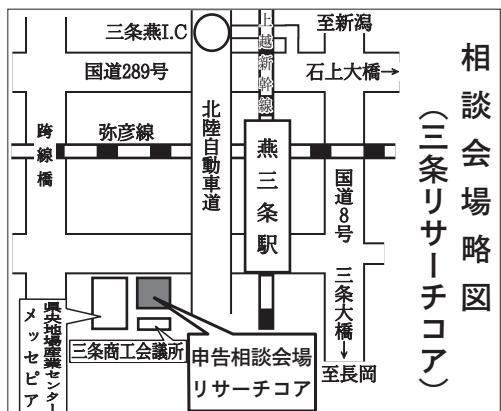
## ▼役場での相談

相談会場	相 談 日	受 付 時 間
役場税務課 (1階4番窓口)	2月16日(木)～ 3月15日(水) ※土・日曜日を除く。	(午前) 8時30分～11時30分 (午後) 1時～4時30分

## ▼三条税務署職員による相談会

会場：三条リサーチコア6階（県央地場産センター隣）

相談区分	相 諏 日	受 付 時 間
税務職員による 相談	2月1日(水)～3月15日(水) ※土・日曜日を除く。	午前9時 ～午後4時



国税庁ホームページから、申告書や決算書等の作成ができます。

<http://www.nta.go.jp>

「確定申告書作成等コーナー」から

## 改正点にご注意ください！

### ～平成17年分の確定申告から～

#### ◆老年者控除が廃止されました！

所得者本人が年齢65歳以上で、合計所得金額が1,000万円以下の場合に適用されていた老年者控除（50万円）が廃止されました。

#### ◆公的年金等控除が改正されました！

雑所得の金額の計算上、公的年金等の収入金額から控除される公的年金等控除額のうち、年齢65歳以上の方に上乗せして適用される部分が廃止されました。しかし、最低控除額の70万円は、年齢65歳以上の方に50万円加算し、120万円とする特例措置が講じられました。

#### ◆国民年金保険料等の社会保険料控除は

証明書の添付（提示）が必要に！

確定申告書を提出する際に、国民年金保険料等にかかる社会保険料控除の適用を受けようとする場合には、国民年金保険料等の証明書を添付するか、提示しなければならないことになりました。

個人事業者の消費税と地方消費税の確定申告期限は、3月31日（金）までです。

## 問い合わせ

三条税務署 ☎32-6213  
役場税務課 ☎57-6115

## ご協力をお願いします

◆確定申告の相談に来られる方は、住所・氏名・生年月日など、ご自分で分かるところはできるだけ記載したうえ、お早めにお越しください。

◆確定申告にお越しになる場合は、次のものをお持ちください。

#### ◇共通して必要なもの

- ①平成17年分の源泉徴収票 ②印かん
- ③ボールペン ④電卓などの計算器具
- ⑤還付金の振込先になる通帳（申告者名義のもの）の金融機関名、口座番号がわかるもの

#### ◇その他必要なものなど

- ⑥その他所得控除を受けるための書類（給与所得者で勤務先に提出している場合は不要）
- ⑦社会保険料の支払額がわかるもの。（給与等から差し引かれた分は不要。国民年金保険料等にかかる社会保険料控除証明書および国民健康保険等の支払額がわかるもの）
- ⑧配偶者・配偶者特別控除、扶養控除の適用を受ける方は、配偶者等の所得金額がわかるもの。

#### 医療費控除に必要なものは…

- ①平成17年中に支払った医療費の領収書（必ず合計金額を計算してください）
- ②医療費に補てんされた金額がある場合は調べてきてください。（高額医療費の補てん、生命保険の入院給付金など）

#### 住宅借入金等特別控除に必要なものは…

- ①住民票の写し ②家屋の登記簿謄本または抄本
- ③請負（売買）契約書などで、家屋の取得価格を明らかにする書類の写し
- ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ⑤増改築の場合には、建築確認通知書等の写し、検査済証の写し（または建築士の増改築等工事証明書）
- ⑥住宅ローン等に含まれる敷地等の購入に係るローンなどについてこの控除の適用を受ける場合は、その敷地等の登記簿謄本、その敷地等の分譲に係る契約書などで取得価格・取得年月日などを明らかにする書類の写し
- ※家屋が共有で、借入金の年末残高が共有者それぞれ（連帯債務等）にある場合には、添付書類は各人分が必要になります。

いつまでも健康でいきいきと暮らせるように…

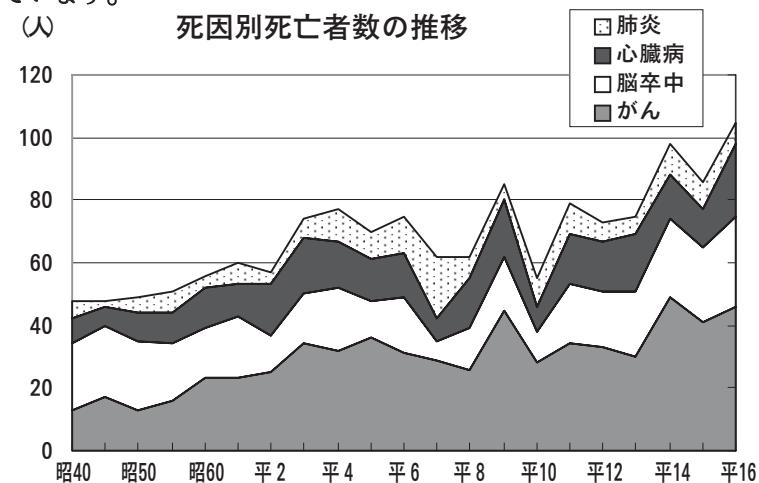
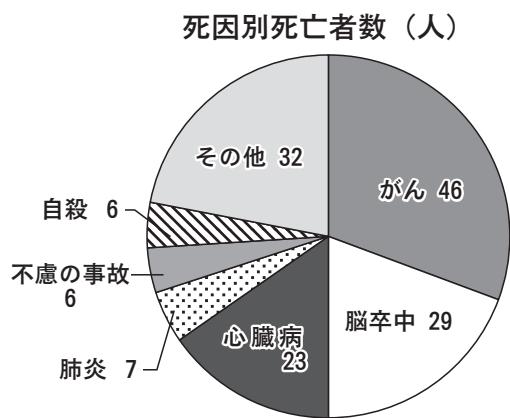
健診などの結果から

## 田上町の健康に関するデータを紹介します

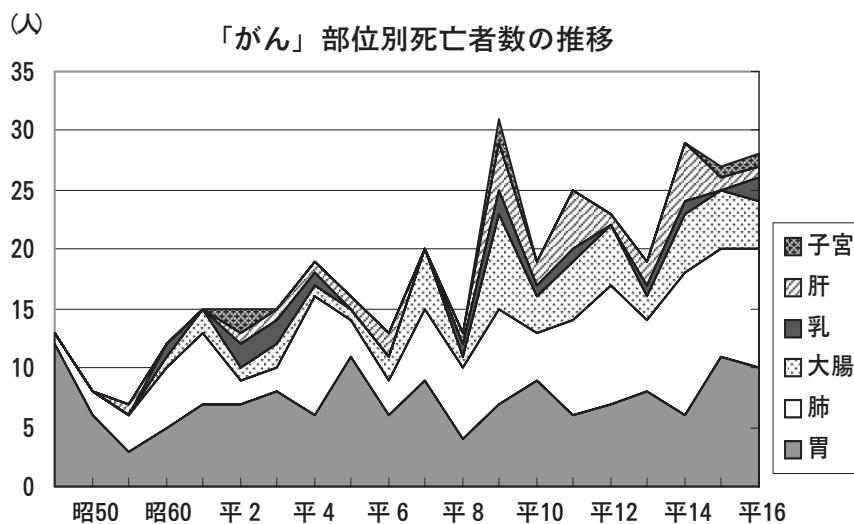
### 1 死亡の原因

町民の死因の第1位は「がん」、第2位は「脳卒中」です。

また、年々「がん」で亡くなる方が増えています。



### 2 「がん」の種類別死亡者数



町全体として見ると、「胃がん」や「肺がん」で多くの方が亡くなっています。

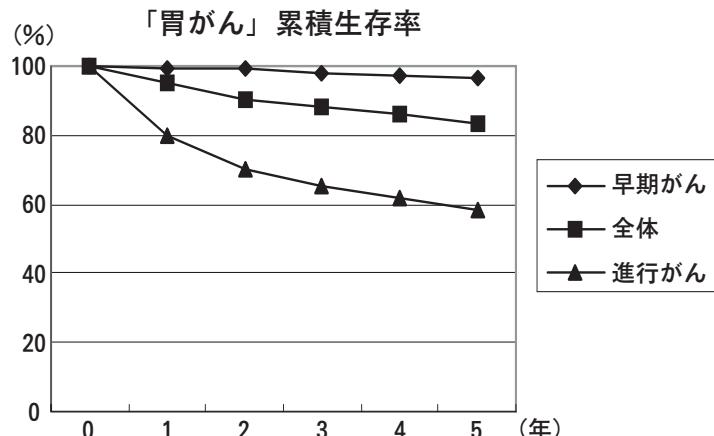
とくに、男性では「肺がん」、女性では「大腸がん」で亡くなる方が増えています。

### 3 「がん患者」の生存率

県の調査から、「がん」になっても早期に発見し、治療することによって、5年後の生存率が極めて高くなることが証明されています。

〈参考〉

- ・胃がんの5年後生存率…96.4%
- ・肺がんの5年後生存率…91.2%



## 4 基本健診での疾病の状況

	高脂血症	高血圧	心障害	貧血	肥満	糖代謝異常	境界域高血圧
昭和60	1.7%	7.3%	5.5%	4.4%	6.1%	1.6%	16.6%
平成1	8.0	4.0	15.4	29.5	16.7	3.3	13.8
平成2	17.3	3.6	22.1	33.0	15.2	3.1	15.9
平成3	21.6	4.3	20.1	31.8	15.0	2.3	14.5
平成4	30.6	3.6	17.5	25.3	14.7	3.1	14.4
平成5	33.9	3.4	20.7	19.4	13.2	4.1	14.8
平成6	31.5	4.2	20.5	24.2	17.0	4.9	13.2
平成7	35.9	6.0	24.7	24.7	16.3	2.5	18.4
平成8	36.5	4.5	21.5	26.1	10.0	14.7	13.2
平成9	36.6	6.2	22.2	34.4	10.4	17.2	24.0
平成10	37.4	5.7	20.4	27.7	10.2	16.8	19.8
平成11	35.2	6.6	24.0	23.1	10.9	17.7	19.6
平成12	35.9	4.3	26.2	20.9	12.3	16.3	17.3
平成13	47.2	3.3	23.8	22.9	11.9	17.2	16.0
平成14	49.1	21.9	26.1	25.8	11.5	17.6	23.0
平成15	45.8	27.6	27.2	22.8	21.9	16.2	23.5
平成16	43.4	22.7	29.3	23.6	21.3	13.9	8.8
平成17	45.7	35.3	26.7	22.7	21.2	15.3	12.7

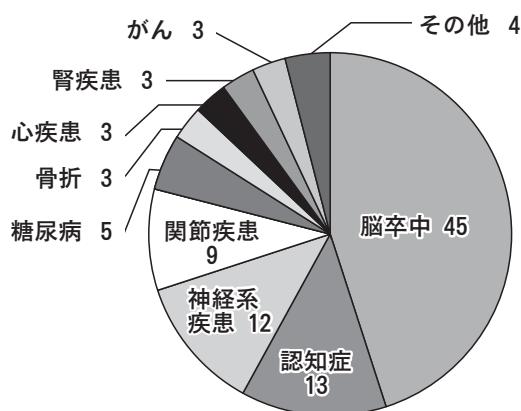
基本健診の結果から、肥満、高血圧、高脂血症、糖尿病の人が増えています。

これらの病気は、脳卒中や心筋梗塞の原因になります。

## 5 要介護状態になる原因

寝たきりや認知症（痴呆症）など、介護が必要となった人の原因を見ると、脳卒中が圧倒的に多いです。脳卒中の原因となる高脂血症や糖尿病などを早い段階から予防することが大切です。

要介護状態になる原因 (%) (40~74歳)



## 6 健康であること～家族みんなの願い～

生活習慣の見直しや改善を行い、「がん」や「脳卒中」を予防しましょう。

また、病気を早期発見するためにも、健診は必ず定期的に受けましょう。

※今月中に、来年度の健診の意向調査用紙を配布します。家族そろって健診を受けましょう！

## 健康相談会のお知らせ

町では、健康相談会を開催します。生活習慣病予防のため、健康チェックや軽体操などを行います。ご都合の良い会場へおいでください。

開催日	会 場
3月2日(木)	老人福祉センター(川船河)
3日(金)	羽生田公民館
6日(月)	田上町公民館
7日(火)	コミュニティセンター(あい・愛)
8日(水)	下横場公民館

- ◆開催時間 午後2時～3時30分  
(受付午後1時30分～)
- ◆内 容 体脂肪測定、血圧測定、軽体操、健康講話
- ◆持ちもの 健康手帳、健康診断の結果
- ◆その他の 動きやすい服装でおいでください。

# 田上町職員の給与などを公表します

田上町行政の透明性の確保、職員給与等の実態を多くの町民から理解していただくために、給与・定員管理の概要を公表します。なお、当町の厳しい財政状況を考慮して、平成16年4月から給料3%削減を実施しています。(数値は平成17年4月1日現在の給与実態調査によるものです。給与については特別会計(水道、下水道、集落排水)は除きます。)

## 1 総 括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成15年度 人件費率
平成 16年度	13,651人	4,659,524千円	130,692千円	1,158,779千円	24.9%	23.3%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

### (2) 職員給与の状況(普通会計予算)

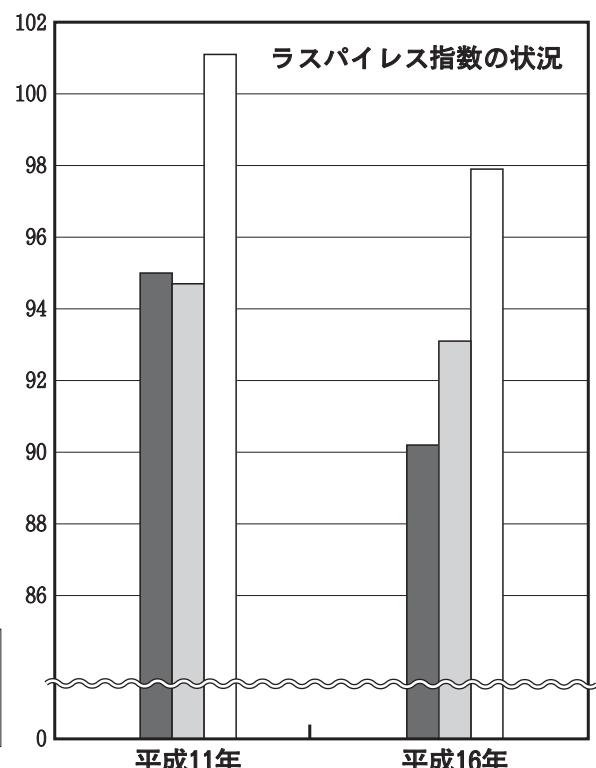
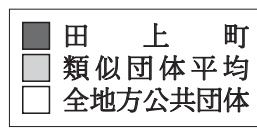
区分	職員数 A	給 与 費				1人あたり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 17年度	129人	488,892千円	46,723千円	199,145千円	734,760千円	5,695千円

※職員手当には退職手当は含みません。給与費は6月補正後の予算に計上された額です。

### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

区分	平成11年	平成16年
田 上 町	95.0	90.2
類似団体平均	94.7	93.1
全地方公共団体	101.1	97.9

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指數です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものでです。
- 3 数値は5年間隔で比較したものです。



## 2 職員の平均給料月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額の状況（平成17年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

団体	平均年齢	平均給料月額
田上町	41.54歳	319,300円 (329,180円)
国	40.30歳	329,728円

#### ② 技能労務職

団体	平均年齢	平均給料月額
田上町	44.6歳	276,400円 (290,200円)
国	48.1歳	285,008円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 ( ) 内は、給与削減前の額です。

### (2) 職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

区分		田上町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	165,579円 (170,700円)	178,868円 (184,400円)	170,700円	184,400円
	高校卒	134,636円 (138,800円)	144,045円 (145,500円)	138,800円	148,500円
技能労務職	高校卒	131,920円 (136,000円)	141,135円 (145,500円)	—	—
	中学卒	116,982円 (120,600円)	124,257円 (128,100円)	—	—

\* ( ) 内は、給与削減前の額です。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成17年4月1日現在）

区分		経験年数7~15年未満	経験年数15~20年未満	経験年数20~25年未満
一般行政職	大学卒	253,300円	337,800円	375,300円
	高校卒	223,900円	261,200円	329,300円
技能労務職	高校卒	221,900円	243,000円	279,300円
	中学卒	—	224,800円	—

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成17年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	平成17年4月1日		平成16年4月1日		平成12年4月1日	
		職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
1級	主事補・技師補	1人	1.6%	1人	1.5%	1人	1.5%
2級	主事・技師	1人	1.6%	2人	3.0%	1人	1.5%
3級	主事・技師	9人	14.3%	14人	20.9%	22人	31.9%
4級	主査	16人	25.4%	12人	17.9%	5人	7.2%
5級	係長・主査	18人	28.5%	21人	31.3%	21人	30.4%
6級	課長補佐・副参事	9人	14.3%	6人	9.0%	8人	11.6%
7級	課長・局長・参事	5人	7.9%	7人	10.4%	9人	13.0%
8級	課長	4人	6.4%	4人	6.0%	2人	2.9%
計		63人	100.0%	67人	100.0%	69人	100.0%

(注) 1 田上町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

田上町			国		
1人当たり平均支給額（平成16年度） 1,575千円			<hr/>		
(平成16年度支給割合)	期末手当 3.0月分	勤勉手当 1.4月分	(平成16年度支給割合)	期末手当 3.0月分	勤勉手当 1.4月分
(加算措置の状況) 役職加算 5～15%			(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%		

### (2) 退職手当（平成17年4月1日現在）

田上町			国		
(支給率)	自己都合	勵奨・定年	(支給率)	自己都合	勵奨・定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分	勤続20年	21.00月分	27.30月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職時特別昇給	2号級以内（勤続期間20年以上）		定年前早期退職特別措置	(2～20%加算)	

### (3) 特殊勤務手当（平成17年4月1日現在）

区分	全職種	
支給実績（平成16年度決算）	267千円	
手当の種類（手当数）	9種類	
手当の名称	左記職員に対する支給単価	
防疫等作業手当	1日	290円
災害応急作業手当	1日	600円
用地交渉手当	1日	470円
行旅病人等収容手当	1回病人290円、死亡人1,100円	
除雪作業手当	1日	600円
税滞納処分手当	1日	350円
税徴収手当	1日	350円
動物保護処理手当	1日	500円
年末年始勤務手当	1回	1,500円

### (4) 時間外勤務手当

支給実績	
平成16年度決算	21,710千円
平成15年度決算	23,355千円

### (5) その他の手当（平成17年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,500円</li> <li>配偶者以外の扶養親族のうち2人まで各6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合、そのうち1人について6,500円、職員に配偶者がいない場合、そのうち1人について11,000円）</li> <li>その他扶養親族1人につき5,000円</li> <li>満16歳年度始め～満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算</li> </ul>
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家、借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高27,000円まで支給</li> <li>住居を新築、購入した職員に対し、5年間は月額2,500円支給</li> </ul>
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関等の利用者で、負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給</li> <li>自動車等などの使用者で距離に応じて2,000～24,500円まで支給</li> </ul>
児童手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>9歳到達最初の年度末（小学校3学年修了前）の児童を養育している職員に対し、第1子、第2子は月額5,000円、第3子以降は月額10,000円を支給</li> </ul>
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理又は監督の地位にある職員の職務性に基づいて給料月額の6～3.5%を支給</li> </ul>
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>寒冷積雪の度を考慮し、総務大臣の定めた地域に勤務している職員に対し、寒冷度に応じて支給する</li> </ul>

## 5 特別職の報酬等の状況（平成17年4月1日現在）

区分		給料月額等
給料	町長 助役 役員 収入	590,364円(634,800円) 488,628円(498,600円) —円
報酬	議長 副議長 議員	242,900円 191,000円 176,600円
期末手当	町長 助役 役員 収入	(平成16年度支給割合) 6月期 1.6月 12月期 1.7月 } 3.3月分 役職加算 15%
退職手当	議長 副議長 議員	(平成16年度支給割合) 6月期 1.6月 12月期 1.7月 } 3.3月分 役職加算 15%
退職手当	町長 助役 役員 収入	(算定方式) 退職時の給料月額×勤続月数×支給率 (支給時期) 退職した日から起算して1月以内

※（ ）内は、給与削減前の額です。

## 6 職員数の状況

### （1）部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成16年	平成17年		
一般行政部門	議会	3	2	△1	退職者不補充
	総務企画	24	24	0	
	税務	8	8	0	
	市民生生	46	42	△4	退職者不補充
	衛生	11	11	0	
	農林水産	7	6	△1	職員兼務による減
	商工	3	3	0	
	土木	9	9	0	
小計		111	105	△6	
特別行政部門	教育	25	25	0	
公営企業等会計部門	下水道	4	3	△1	業務見直しによる減
	水道	5	4	△1	業務見直しによる減
	その他	2	2	0	
	小計	11	9	△2	
合計		147 [159]	139 [159]	△8	

（注）1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ] 内は、条例定数の合計です。

### （2）年齢別職員構成の状況（平成17年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計	
職員数	現在	0人	0人	10人	11人	26人	10人	9人	14人	21人	23人	15人	0人	139人
	5年前	0人	9人	16人	25人	7人	9人	15人	19人	30人	16人	9人	0人	155人

### （3）定員適正化計画の数値目標

#### ① 定員適正化目標

計画期間	数値目標
始期	終期
平成17年	平成22年
	112

#### ② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

職員2割程度の純減

## 豪雪の地で雪下ろしに汗 消防団員29名を災害派遣



1月15日、田上町消防団が上越市（旧中郷村）で除雪支援作業を行ってきました。これは、昨年末から全国各地を襲った寒波による豪雪のため、県から消防団の災害派遣要請があり、それを受け実施したものです。

団員が向かったのは、積雪2メートルを超える白銀の地。道路脇には、田上町ではなかなか見ることのできない雪の壁がそびえ立ちます。

作業は主に建物の雪下ろして、屋根の上にはコン

クリートのように硬く、重い雪が。必死で雪と格闘した結果、無事に作業を終えることができました。団員の皆さん、大変お疲れ様でした。



## 「ふるさと田上会」新年総会開催 会員も随時募集中！



1月21日、第14回ふるさと田上会新年総会が東京都内のホテルで開催されました。約90名の参加者は、近況の報告をし合ったり、ふるさと田上の思い出を語り合ったりと、楽しいひとときを過ごしました。

「ふるさと田上会」は、関東近郊に在住する田上町出身者などで組織される会で、平成5年に発足。会員相互の交流や情報交換、助け合いなどの活動を行っています。会員は随時募集していますので、皆さんの知り合いにまだ会をご存知でない方がいらっしゃいましたら、紹介してみてはいかがでしょうか。

木々昏る片肌雪を着けしまま	初晴れの沼一撒きの鳴	鷹舞ひて一きわ山の遠くなり	薄氷一夜の風を封じ込め	風花や座り直してまた一句	立春大吉お盆に余まる御札かな	明暗を分けて雪野の射光かな	参道の行き交ふ人の息白し	北風の諸行無常と吹きにけり	雪やん未明の月に魅せられる	淡雪の立春迎え花生む
山田渡辺千醉	原ヶ崎豊田りり子	本田上岡元一	山田本間静栄	山田小林南月	本田上小柳白星子	本田上井上美よし	上野吉田賢三	川船河浦澤芳夫	中店道明寺明	本田上江部一隆
木々昏る片肌雪を着けしまま	初晴れの沼一撒きの鳴	鷹舞ひて一きわ山の遠くなり	薄氷一夜の風を封じ込め	風花や座り直してまた一句	立春大吉お盆に余まる御札かな	明暗を分けて雪野の射光かな	参道の行き交ふ人の息白し	北風の諸行無常と吹きにけり	雪やん未明の月に魅せられる	淡雪の立春迎え花生む
山田渡辺千醉	原ヶ崎豊田りり子	本田上岡元一	山田本間静栄	山田小林南月	本田上小柳白星子	本田上井上美よし	上野吉田賢三	川船河浦澤芳夫	中店道明寺明	本田上江部一隆
木々昏る片肌雪を着けしまま	初晴れの沼一撒きの鳴	鷹舞ひて一きわ山の遠くなり	薄氷一夜の風を封じ込め	風花や座り直してまた一句	立春大吉お盆に余まる御札かな	明暗を分けて雪野の射光かな	参道の行き交ふ人の息白し	北風の諸行無常と吹きにけり	雪やん未明の月に魅せられる	淡雪の立春迎え花生む

俳句

（敬称略、順不同）

善意をありがとう

\*社会福祉に役立ててほしいと、匿名の方から5万円を  
ご寄附いただきました。

## 子どもは雪の子、元気な子 雪合戦大会に参加！



2月5日の「ゆうゆう教室」(町公民館事業)は、「電車でGO! 雪合戦大会に参加しよう!」と題して、加茂山公園(主催: 加茂市育団連)で開催された雪合戦大会に参加してきました。

寒い冬こそどんどん外で遊ぼう!と参加者を募集したところ、約40名の申し込みが。加茂市の小学生に負けじと、新潟の冬遊びの定番「雪合戦」を楽しんできました。

また、今回は往き帰りに「電車体験」をしようと、羽生田駅から加茂駅まで電車での移動を企画。日ごろ乗る機会があまりない電車に、ちょっとしたお出かけ気分を味わうこともできました。

公民館では、2月18日にも「冬の里山たんけん教室」を実施予定。「雪の子」育成に力を入れています。

## 楽しい詰め将棋

No.235

### 5手詰



### 【出題】

細井 厚志  
(上野)

### 【ヒント】

素直にいく。

### 【持駒】

銀

※解説と解答は、P25に掲載しています。

「キレイに咲いて」と育てた花  
羽生田小児童がプレゼント



1月11日、羽生田小児童が「康養園」と「あじさいの里」に、ヒヤシンスの花を届けました。これは、三条人権擁護委員協議会が毎年、両小学校に順番に栽培をお願いしている「人権の花」。今年は羽生田小「栽培委員会」のみんなが一生懸命育て、この日、両施設へプレゼントしました。

**訂正とお詫び**  
先月号の短歌(井上美枝さんの作品)に誤りがありました。訂正をお詫び申し上げます。  
正: やうやく咲きしシャコバの鉢植  
誤: やうやく吹きしシャコバの鉢植

陽を拝み一年の計ちよ<sup>よ</sup>友に  
両手出しじにを戴く店売娘 羽生田<sup>春</sup>石川桂助  
老い忘れ笑顔で今日は歌い初め 羽生田 小柳文茶  
如月の氷柱たくたく陽の匂い 羽生田 岡田尚久  
消費税上げる上げるとおどかされ 清水沢 中 店 道明寺明  
白雪の清いイメージ残したい 坂内昇甫

## 川柳

(敬称略、順不同)

時どきの厳しく吹雪く里なれど  
店頭すでに春花香りぬ  
本田上 江部一隆  
元朝の日の出拝んだ幸せも  
予想裏切る雪でとぶなり  
羽生田 小柳文茶  
しんしんと降る雪眺め考えた  
雪の降らない南国に住み度い  
中 店 道明寺明  
今日も二人と頭の体操  
羽生田 井上美枝  
川柳(敬称略、順不同)

## 短歌

(敬称略、順不同)

# INFORMATION

## お知らせ

田上町役場  
57-6222  
田上町公民館  
57-3114

雪下ろし  
足下確かめ 安全に  
加茂警察署 田上交番

県内は、厳しい寒波の到来により一段と寒さを増し、大雪に対する警戒がさらに必要となっています。今年は、すでに屋根からの転落事故や落雪事故等により、全国で100人以上の方が亡くなっています。雪下ろしや除雪作業を行う方、雪崩の発生が懸念される地域にお住まいの皆さん、事故にあわないよう注意しましょう。

### 【雪下ろし・除雪をする方】

○作業は明るい日中しましょう。  
○雪びは最初に落としましょう。  
○ハシゴは、倒れないようにしつかり固定しましょう。

▽問い合わせ  
加茂警察署 52-10110  
田上交番 57-2110

○作業は足場の安全を確認しながら行いましょう。  
○スノーダンプの取扱いに習熟しましょう。  
○作業は、できるだけ複数で行うようにしましょう。  
○除雪機に詰まつたり付着した雪を取り除くときは、エンジンを切ってから行いましょう。

### 【傾斜地付近にお住まいの方】

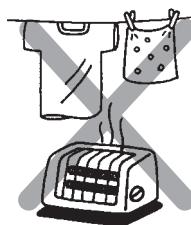
○雪崩危険箇所を発見したら、みんなに注意を呼びかけましょう。  
○斜面に亀裂等を発見したら、警察や役場に速報しましょう。  
○危険を感じたら、早めに避難しましょう。

## 大雪時の火災予防をお願いします

大雪のときは、道路状況などにより火災発生時の消火活動に困難をきたす恐れがあります。雪が多く降るこの時期は、とくに次の点に注意して、皆さんの火災予防をお願いします。

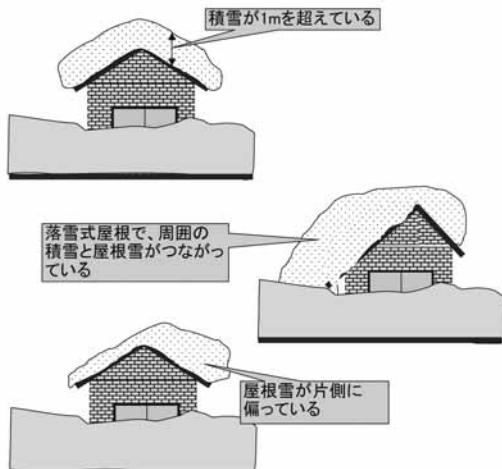
- ① コンロの使用、タバコの後始末には、充分注意してください！
- ② ストーブの上には、洗濯物は絶対干さないでください！
- ③ 燃焼器具の吸排気口がふさがれると、不完全燃焼を起こす恐れがあります。

除雪や屋根の雪下ろし等の作業時は十分注意してください！



県内でも、大雪により亡くなった方や、住宅の倒壊等の被害が発生しています。とくに、屋根の雪下ろし作業における被害が多く発生しています。

### 屋根の雪下ろしが必要な住宅の例



問い合わせ：

加茂地域消防本部 ☎52-1770

# 今月の納税

固定資産税 四期

国民健康保険税 十一期

## 今月（2月）は児童手当の支払月です

2月期の児童手当の支払日は、2月6日です。  
各ご家庭への案内はいたしませんので、指定の口座をご確認ください。

問い合わせ：役場住民課 ☎ 57-6111

「女性の体・子育てに関する個別相談」を実施します

県三条健康福祉環境事務所

女性の体や子育てに関する個別相談を行います。不安や悩みを解消・軽減しませんか。

▽開設日 3月3日（金）  
3月7日（火）  
3月9日（木）

▽時間 午前9時～正午

▽会場 三条健康福祉環境事務所（三条総合庁舎内）

▽内容 不妊、更年期、子宮、乳房、育児、子育てなどの不

安や悩みについて、助産師（受胎調節実地指導員・思春期保健相談士）、または三条健康福祉環境事務所保健師による個別相談を行います。

▽料金 無料  
▽申込方法 開設日時内の希望する日時を、事前に電話で予約してください。

▽申込・問い合わせ 県三条健康福祉環境事務所 ☎ 36-12363

▽申込・問い合わせ 県三条健康福祉環境事務所

精神保健相談会のお知らせ

県三条健康福祉環境事務所

▽予約・問い合わせ 県三条健康福祉環境事務所 ☎ 36-12363

平成18年4月  
三条地域振興局が発足します

（嘱託員）を、次のとおり募集します。  
平成18年4月1日採用予定の「「まどう湯つ多里館」管理人

県三条地域振興事務所

◆募集人員 1名

◆採用条件 健康な町内在住の60歳以下の方で、職務に熱心に取り組める方

◆業務内容 施設管理全般

◆勤務時間 ※詳細は申込書と一緒に配布します。

早出、遅出の勤務

▽早出：午前7時から午後3時30分  
▽遅出：午後3時から午後10時30分

※3人体制で早出、遅出、休みのローテーション。  
※4日勤務2日休みで、1か月20日程度の勤務。

※ローテーションのため、土日祝日、お盆、年末年始の勤務もあります。

◆報酬 月額182,800円（予定）

◆その他 平成18年4月1日から半年間、臨時職員として勤務の後、嘱託員として採用の予定です。

2月28日（火）

◆応募期限 年始の勤務もあります。

◆受付時間 午前8時30分～午後5時（土日を除く）

※郵送による提出も受け付けますが、その場合は必ず書留でお願いします。（2月28日必着）

応募者の中から書類審査、面接により決定します。

◆申込書配布・提出、問い合わせ

役場企画商工課 ☎ 57-6221

## 「まどう湯つ多里館」管理人を募集します

▽相談会場 三条健康福祉環境事務所（三条総合庁舎内）

▽相談時間 午後2時～4時

3月24日（金）／精神医療センター（丸山直樹医師）

2月16日（木）／富樫医院（富樫俊二医師）

▽相談日／担当医（医師）

○企画振興部

○農業振興部

○健康福祉環境部

○地域整備部

○五十嵐川改修事務所

○五十嵐川改修事務所  
※部、所名は仮称。

▽問い合わせ 県三条地域振興事務所

☎ 36-12202

**自動車の登録、  
自動車税の申告はお早めに**

県税務課

自動車の売買を行ったり、所有者や使用者の住所変更等があった場合は、運輸支局への登録と県への申告が必要です。

自動車税は、4月1日現在の車検証の登録名義をもとに課税されます。また、住民票を移しただけでは、納税通知書の住所変更にはなりません。いま一度、正しく登録されているか確認し、変更が必要な場合は、3月31日までに手続きをしてください。

○自動車への変更・移転登録  
は、法律で義務付けられています。手続きはお早めに！

▽問い合わせ  
新潟運輸支局  
☎ 050-15540-2040  
○自動車税、自動車取得税の申告は…

□ 県税務課 新潟分室  
☎ 025-2831-2279

**県アスベストの排出及び  
飛散の防止等条例を制定**

県環境対策課

これまで県では、アスベストによる新たな健康被害を防止するため、県民相談窓口の設置、アスベスト使用建築物の実態把握、大気中アスベスト監視調査、アスベスト対策融資制度の拡充などの対策を実施してきました。

これに加え、対策の強化のため昨年12月、「新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例」を制定しました。

この条例では、建築物からのアスベスト飛散防止措置や、建築物の解体から廃棄物の処分まで、一貫したアスベスト規制の仕組みを作りました。このほか、施工業者名簿やアスベスト監視調査結果の公表など、県民の皆さんに積極的に情報を提供することなどを定めています。

本条例は、平成18年2月1日から全面的に施行されます。

▽問い合わせ  
新潟運輸支局  
☎ 050-15540-2040  
○自動車税、自動車取得税の申告は…

□ 県環境対策課  
☎ 025-280-5155

▽問い合わせ  
信越総合通信局  
募集します

電気通信サービスモニター

総務省では、電気通信サービ

スを安心して利用することが可

能な方。

▽活動内容

①アンケート調査への回答

※年2回実施予定（全員）

②モニター会議への出席  
※年1回開催予定（別途出席をお願いする方）

冬の暖房温度設定は20℃以下で！



※インターネットでの応募もで

きます。  
ホームページアドレス  
<http://www.shinetsu-bt.go.jp/>

募集期限 2月20日（月）  
(当日消印有効)

モニターをお願いする方に、  
3月末日までにその旨を通知  
します。（採用されなかった  
方には通知しませんので、あ  
らかじめご了承ください。）

▽応募方法  
はがきの裏面に、  
住所、氏名（フリガナ）、電  
話番号、年齢、性別、職業、  
応募の動機を記入し、表面に  
「モニター希望」と記入のう  
え、郵送してください。

△申込・問い合わせ  
〒380-8795  
長野市旭町1108番地  
総務省信越総合通信局 情報  
通信部 電気通信事業課  
☎ 026-234-9972

**大学通信教育  
合同入学説明会を開催**

(財)私立大学通信教育協会

△参加校 29校(大学19校、  
大学院5校、短期大学5校)

△対象 一般、高校生

△説明会の内容

○各大学・大学院・短期大学別に相談コーナーを設け、参加者は希望する大学の教職員から、大学の内容、講義内容、学習方法、受講手続き等について、直接説明を受けます。

○参加者には、大学通信教育の概要、学習方法、開設学科一覧、取得できる教員免許・資格などが掲載されている小冊子『大学通信教育ガイド』を配布します。

▽日時 3月5日(日)

午前11時～午後4時

※入場無料、参加申込不要、入退場自由。

▽会場 ミナミプラザ3階  
(新潟市万代3-1-1-1)



定休日は毎月第2火曜日  
ごまどう湯っ多里館  
☎ 57-6301

△問い合わせ  
新潟検察審査会事務局  
☎ 025-222-4131

犯罪の被害にあったのに、あるいは犯罪を告訴・告発したのに犯人を裁判にかけてくれないのは納得できないなど、検察官の不起訴処分に不満をお持ちの方は、お問い合わせください。審査申立てや相談についての費用は一切無料で、秘密は固く守られます。

簡単な治療ですむ場合もありますし、痛みにたえられなくなる頃には、むし歯の症状も

検察審査会は、選挙権のある国民の中から、「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が国民を代表して、検察官が被疑者(犯人と思われる人)を裁判にかけなったこと(不起訴処分)のよしあしを審査する国の機関です。

Q (質問)  
A (答え)

健康な歯を維持するには、1年に何回くらい歯医者さんへ通えばいいですか。

Q (質問)  
A (答え)

健康な歯を維持するには、6か月に1回くらい、乳幼児の場合はむし歯の進行が早く、永久歯への生え替わりもあるため、3か月に1回程度をお勧めします。

このように、歯医者さんはむし歯の治療をするだけではなく、口を通して皆さんの全身の健康を守っています。歯が痛いときはもちろんのこと、

歯医者さんが苦手な方も、日々の定期健診を欠かさずに、いつまでも健康な歯、健康な体を維持していきましょう。



# 歯の健康

Q & A  
20

万一の交通事故のときは  
ご相談ください

(社)日本損害保険協会



近年、交通事故の態様は複雑化し、その解決にお困りの方も多いこと思います。

（社）日本損害保険協会

## 輝くまち田上

### 夢あるまちづくり（その59）

「子ども見守り隊」活動開始！

#### 町長室の窓から

田上町長 佐藤邦義

この活動が定着することにより、地域のコミュニティが活性化するともに、子ども達が大人を見る視点に必ずや素晴らしい変化をもたらすと信じています。

一方、羽生田小学校区には、役場の車3台に青色回転灯を装備し、これらの車を利用して定期的に巡回活動を実施することにしました。

本田上地区は青色回転灯で

本田上地区では、これまで区

長の皆さんが先頭になって、「安心・安全」腕章運動を実施してきました。そしてこの度、

加茂警察署のご理解とご協力により、自動車に「青色回転灯」

を装備しました。校区内を巡回

して、交通安全と子ども見守り

活動を開始しました。2月2日には役場前で出発式を行い、田上小学校で説明会を開催しました。

この度のそれぞれの地区での「子ども見守り隊」は、自主的な参加であり、区長の皆さんには大変なご努力があつたと思います。他の地区でも、子ども達だければ幸いだと思います。

「子ども見守り隊」は、自らの何らかの形でかかわっていただければ幸いだと思います。このような活動を通して、地域内での相互信頼ができ上がっています。

この度のそれまでの「子ども見守り隊」は、自らの何らかの形でかかわっていただければ幸いだと思います。このような活動を通して、地域内での相互信頼ができ上がっています。

この度のそれまでの「子ども見守り隊」は、自らの何らかの形でかかわっていただければ幸いだと思います。このような活動を通して、地域内での相互信頼ができ上がっています。

この度のそれまでの「子ども見守り隊」は、自らの何らかの形でかかわっていただければ幸いだと思います。このような活動を通して、地域内での相互信頼ができ上がっています。

#### ▽相談・問い合わせ

（社）日本損害保険協会

新潟自動車保険請求相談セン

ター

0225-241-9515

（社）日本損害保険協会では、全国に「自動車保険請求相談センター」を設置し、自動車損害賠償責任保険や任意自動車保険の請求について、一切無料で相談をお受けしています。

万一のときは、相談センター

をご利用ください。

全国で幼い子ども達が犠牲になる痛ましい事件が発生しています。県内でも地区独自のパトロール隊を組織し、活動する状況などが報道されています。

当町でも昨年、田上町防犯協会が組織され、これまでに4地区で防犯活動を開始しました。

その活動は、それぞれ特色のある防犯巡回になっています。羽生田地区が始めた「安心・安全」

腕章運動から、次第に全町に広がりを見せました。地区の区長さんを中心に協力体制が組織されてきたことは、本当によろこばしいことです。今、「地域の子ども達は自分達の力で守る」

が、子どもを見守るキーワードになっています。

した。

これらの地区では、いずれも自動的に参加し、「子ども見守り隊」の班を編成しています。



当町は、他と比較すると安全な町だと自負していますが、国道403号線の交通量の多さが事故につながる原因ですので、お互いに十分気をつけましょう。



**栄養バランスのとれた  
安全な給食をめざして**

学校給食は、「子ども達が給食を通して望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健康で生き生きとした生活ができる」と願って実施しています。今年度は、とくに次の4点に力を入れています。

- ①残量調査、学校訪問を実施  
**実態把握し献立づくり！**
- ②セレクト給食や希望献立を計画的に取り入れています。
- ③安全・衛生管理の徹底！
- ④新鮮・安全地場産物の郷土料理導入！

最近は、食の洋風化のため和食のメニューの残量が多いですが、生活習慣病予防のためににはごはんを中心とした和食が一番です。



**小児生活習慣病予防**

**19**

# 田上つ子！

そこで、子ども達にもっともつと食べてほしい豆類や海藻など、最近食べられなくなってきた食材を使った献立を工夫し、導入に力を入れています。

**②楽しみのある給食に！**

10月には、魚の栄養について指導するとともに、魚とハンバーグの主菜のセレクト給食を実施しました（魚を選んだ子どもは30%）。この結果からは、子ども達の魚離れがうかがえました。

また、3校（田上中、田上小、羽生田小）順番に希望献立を実施しています。

平成14年度から、農協や地元の生産者と連携して、地場産野菜の導入に力を入れてきました。その結果、平成16・17年度の導入数量は、県内で上位に位置しています。そして、今年度は野菜のほかに大豆や味噌も加わりました。

地場産物を多く使っている日には、ランチルームでの指導や給食時の放送を通して、子ども達に伝えていきます。このような地場産物を使った郷土料理を子ども達に伝え、味を覚えてもらうことも、給食の大切な役割のひとつです。

1月の給食週間には、「地場産物たっぷりメニュー」と題して献立をつくり、生産者の方を招いて交流給食会を実施しました。（下記をご覧ください。）

最近、「スローフード」という言葉を聞きますが、だだゆつくり食べるということではなく、「長い間その土地で食べ続けられてきた伝統的な食べ物・食べ方の良さを見直そう」という意味がこめられています。

だんだん消えつつある郷土料理を子ども達に伝え、残したいきたいものです。（学校給食共識向上を図っています。）

《役場保健福祉課》

☎ 57-6112

## 生産農家と一緒に 田上産をたっぷり使った交流給食会

1月23日、学校給食で使用している野菜を生産している農家、JA、町の関係者などを招いて、「地場産物たっぷりメニュー」の交流給食会がありました。これは、学校給食週間（1月24日をはさむ1週間）に、田上・羽生田両小学校を毎年順番に会場として行われています。今年は、田上小を会場に交流を目的とした給食会でした。米、大豆、キャベツなど、町内でとれた8食品を含む22食品を使用した献立で、生産農家は児童からの質問などに答えながら、一緒に楽しく給食をいただきました。



# くらしのカレンダー (2/16~3/16)

24

記号凡例…会場 時間

期日	内 容	期日	内 容
2/16(木)	補聴器相談（リオン） 会役場 10:00~ 育児学級（平成16年7~8月生まれ） 会保健センター 受付13:00~	3/1(水)	太極拳教室 会田上町公民館 13:30~15:00
17(金)	10か月児学級（平成17年3~4月生まれ） 会保健センター 受付9:30~ ぽっぽ学級 会田上町公民館 10:00~	2(木)	補聴器相談（リオン） 会役場 10:00~ 健康相談 会老人福祉センター 受付13:30~
18(土)	冬の里山たんけん教室 会You・遊ランド 9:00~14:30 まちづくり講演会 会コミュニティセンター 14:00~	3(金)	ぽっぽ学級 会田上町公民館 10:00~ 健康相談 会羽生田公民館 受付13:30~
19(日)	休日急患診療 青柳医院（加茂市寿町） 52-9511 第9回田上町ジュニアバドミントン大会 会町民体育館 9:00開会式	4(土)	
20(月)	心と体の相談会 会保健センター 9:00~11:30 ストレッチ教室 会田上町公民館 10:00~	5(日)	休日急患診療 監物小児科医院（加茂市旭町） 52-0800
21(火)	絵本のすすめ講座 会田上町公民館 10:00~12:00 補聴器相談（キコエ） 会役場 14:00~	6(月)	心と体の相談会 会保健センター 9:00~11:30 ストレッチ教室 会田上町公民館 10:00~ 健康相談 会田上町公民館 受付13:30~
22(水)	機能訓練 会保健センター 10:00~15:30 太極拳教室 会田上町公民館 13:30~15:00	7(火)	絵本のすすめ講座 会田上町公民館 10:00~12:00~ 健康相談 会コミュニティセンター 受付13:30~ 補聴器相談（キコエ） 会役場 14:00~
23(木)	補聴器相談（リオン） 会役場 10:00~	8(水)	健康相談 会下横場公民館 受付13:30~ 太極拳教室 会田上町公民館 13:30~15:00
24(金)	ぽっぽ学級 会田上町公民館 10:00~ 乳児健診（平成17年10月生まれ） 会保健センター 受付13:00~	9(木)	補聴器相談（リオン） 会役場 10:00~
25(土)	第33回田上町スキー教室 会山形県蔵王温泉スキー場（26日まで）	10(金)	ぽっぽ学級 会田上町公民館 10:00~ 1歳6か月児健診（平成16年7~8月生まれ） 2歳児歯科健診（平成16年1~2月生まれ） 会保健センター 受付13:00~
26(日)	休日急患診療 うすき医院（加茂市大郷町） 52-1261	11(土)	
27(月)		12(日)	休日急患診療 いからし小児科アレルギークリニック (加茂市幸町) 53-2250
28(火)	おひなさま料理教室 会保健センター 9:30~13:00 絵本のすすめ講座 会田上町公民館 10:00~12:00 補聴器相談（キコエ） 会役場 14:00~	13(月)	
		14(火)	ごまどう湯っ多里館 定休日 母親学級（平成18年5~8月出産予定者） 会保健センター 受付9:00~、13:00~ 絵本のすすめ講座 会田上町公民館 10:00~12:00 補聴器相談（キコエ） 会役場 14:00~ 児童生徒書初展 会役場（17日まで）
		15(水)	機能訓練 会保健センター 10:00~15:30 太極拳教室 会田上町公民館 13:30~15:00
		16(木)	補聴器相談（リオン） 会役場 10:00~

このコーナーは、町の健診関係、各種スポーツ事業のお知らせ、各種相談、休日急患診療などを掲載しています。

\*『ふれあい広場』の目的上、投稿いただいても掲載できない場合がありますので、ご了承ください。

詰め将棋  
楽しい

解説  
案

▲3  
一角成  
△4  
二飛  
△1  
三金  
△同桂  
△詰み

▲2  
一銀  
△詰み

投稿：吉沢和平（上野）  
明治21年、五社川と加茂川がようやく信濃川の支流として認められ、地方税、町村税による工事ができるようになりました。明治33年に大改修が行われ、大正13年に大河津分水が竣工しました。その後も改修が行われ、ようやく静かな川となりました。水田地区の河川敷に、見上げるような巨大な石碑が建っています。「拓水の功郷民永く康し三年十一月吉日」と彫ってあります。

明治21年、五社川と加茂川がようやく信濃川の支流として認められ、地方税、町村税による工事ができるようになりました。明治33年に大改修が行われ、大正13年に大河津分水が竣工しました。その後も改修が行われ、ようやく静かな川となりました。水田地区の河川敷に、見上げるような巨大な石碑が建っています。「拓水の功郷民永く康し三年十一月吉日」と彫ってあります。

## 「里山を雪国植物園に」

～次世代の子どもたちのために、今できること～

### まちづくり講演会を開催します

まちづくりに興味のある人、里山の好きな人、ボランティアに関心のある人、とにかく田上を元気にしたいと思う人、気軽にお出でください。たくさんの方のご来場をお待ちしております。

- ◆日 時 2月18日（土）午後2時～3時40分
- ◆会 場 コミュニティセンター（あい・愛）
- ◆講 師 雪国植物園園長 大原 久治 様
- ◆入 場 無料（申込不要）
- ◆主 催 あじさい塾
- ◆後 援 田上町／田上町教育委員会  
田上町商工会／田上町ボランティアセンター
- ◆問い合わせ：役場企画商工課（あじさい塾事務局）  
☎57-6221

## やさしい『相続』の話（講座）

行政書士による講座で、今月は「やさしい『相続』の話」を催します。『相続』が『争続』にならぬよう、やさしく相続の仕組みなどをお話しします。

◆日 時 2月25日（土）午前10時～11時30分

◆会 場 田上町公民館 2階

◆費 用 無料

※申し込みは必要ありませんので、直接、会場にお越しください。

◆問い合わせ：たがみ行政手続事務所

善養寺貴洋 ☎57-3988

## 絵本の読み聞かせ会

たがみサニープレイス・サークルでは、毎月第2土曜日に「絵本の読み聞かせ会」を行っております。

絵本の好きなお友達、大人の皆さんも遊びにきてください。小さいお子さんも大歓迎です。

- ◆と き 3月11日（土）午前11時～11時30分
- ◆と こ ろ 田上町公民館 図書室
- ◆対 象 幼児～小学生
- ◆費 用 無料
- ◆問い合わせ：たがみサニープレイス・サークル  
古川今日子 ☎53-3473  
高野邦子 ☎57-2165

## 16mm映写会のご案内

第106回16mm映写会を開催します。保護者の方や、おじいちゃん、おばあちゃんのフィルムもありますので、お子さんと一緒に遊びに来てください。

◆日 時 2月25日（土）午後2時～4時

◆会 場 田上町公民館 2階

◆入 場 無料

◆内 容 「心を癒す娯楽ドラマ（高齢者向け）」「がんばれ五色桜（小中高向け）」「絵からとびだしたねこ（幼児向け）」「いじわるきつねランボーの涙」「あかずきんちゃん ちゃんとチェックね（誘拐防止教材）」 計5本

◆問い合わせ：相田良夫 ☎57-5086



投稿：吉沢和平（上野）

田上のいしづみ（石碑）⑨

◇碑文（表）	五社川改修記念塔
◇碑陰（裏）	越山 田中角栄謹書
◇所在地	湯川 五社神社境内
◇碑の大きさ	175cm×30cm 角柱
地面より頂部まで	230cm



投稿を募集!

このコーナーでは、田上町ならではの風景・建物、季節を感じさせる植物・自然、地域で有名な人物の紹介などの写真とコメントを募集しています。投稿者の住所・氏名を明記のうえ、役場企画商工課(☎ 57-6221)までどしどしご応募ください。〒959-11503 田上町大字原ヶ崎新田3070番地

# たがみの彩時記

さい



## 『赤い実』

昨年12月は、連日、雪が降り続きました。

雪の日に道を歩いていると、生垣や庭木のナンテン、ナナカマド、ピラカンサ(トキワサンザシ)など赤い実が目に付きます。愛鳥家は、「今年は山の木の実も沢山残っている。木の実を食べる野鳥が少なくなっているようだ」、「スズメも少なくなっていて、増えているのはカラスだけ。自然の異変を感じる」と言っていました。

白い雪を被った鮮やかな赤い実は、自然界の異変を物語っているのでしょうか。

写真：ナンテンの実(下吉田にて)

投稿：高橋 務

編集室

△この前こんなことが。交差点でブレーキを踏んだら、車の屋根の雪が「ザザザアーッ」とフロントガラスに(あーあーあー)。慌てワイパーを動かそうとしたら、雪の重みで動かない!何回試してもやっぱりダメ(軽自動車のはパワーが無いな)。仕方なく車を降り、手で雪をどけてから車内へ。再びワイパーのスイッチを入れると、今度はネジがゆるんで動かない(そ、そんなあ...)。皆さん、車の屋根に積もった雪はちゃんと降ろしてから運転しましょう。▽さて、今月号の表紙は青色回転灯。今まで、回転灯と言えば赤(パトカーなどの緊急車両)、黄(道路維持作業車両)、緑(トレーラーのけん引車両)の3種類がありましたが、平成16年12月に防犯

パトロール車の青色が認められることに。防犯活動の効果を高めるため、すでに全国の自治体や町内も犯罪のない安心・安全なまちとなるよう、今月から防犯パトロール開始です!(毎)



### 町の人口(2月1日現在)

世帯数	<b>3,994</b>	世帯
(前月比)	-1	
人口	<b>13,581</b>	人
(前月比)	-9	